

佐賀県告示第235号

佐賀県みつばち転飼調整委員会規程（昭和59年佐賀県告示第156号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、佐賀県 <u>生産振興部</u> 畜産課において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産部</u> 畜産課において処理する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。